

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	平成30年度大分港海岸施工検討業務
業 務 概 要	大分港海岸の護岸改良における施工検討
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 上谷 修 大分県別府市石垣東10-3-15
契 約 年 月 日	平成30年8月8日
契 約 業 者 名	一般財団法人 港湾空港総合技術センター
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館3階
契 約 金 額	20,520,000円(税込み)
予 定 価 格	21,369,275円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、大分港海岸の護岸改良を行うための施工方法及び施工計画の検討を行うものである。施工箇所は、狹隘であると共に、民間企業用地や市道に隣接していることから、検討にあたっては企業活動や市道の通行に支障をきたさないよう配慮すると共に、既設構造物（私有構造物・埋設物、架空施設含む）に影響の無いよう、施工性、安全性、経済性を考慮した効率的な工法や管理方法について検討し、工種毎に最適な施工方法を抽出する必要がある。</p> <p>以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明業者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術資格、業務執行技術力）、本業務の実施方針、並びに本業務の特定テーマに対する技術提案書の提出を求めるとともに、配置予定技術者へのヒアリングを実施することにより、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価するものである。</p> <p>建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人港湾空港総合技術センターが最適であると判断されたことから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 ( 自 )	平成30年8月8日
履 行 期 間 ( 至 )	平成31年3月11日
備 考	